

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和4年8月16日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

- 1 都市計画の種類及び名称
 岳南広域都市計画道路 3・4・18号元吉原中里線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 縦覧する計画図表示のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先
 静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課
 （郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
 富士市役所都市整備部都市計画課
 （郵便番号417-8601 富士市永田町一丁目100番地）
- 4 縦覧期間
 令和4年8月16日（火）から令和4年8月30日（火）まで
 （閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）